

関西労働者安全センター | 労災職業病

関西労働者安全センター
2024.9.10発行〈通巻第558号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : https://koshc.jp/



増加し続ける休業4日以上死傷者数
2023年労働災害発生状況を読む 2

関西糖尿病患者安全センターだよりvol.1 種盛真也 5

韓国からのニュース 7

前線から 10

JAM大阪が安全交流集会で職場巡視／大阪
きわどい労災認定 バス運転・整備士の肺がん事案／京都
自治労東京市町職連絡会で非常勤職員の災害補償をテーマに研修／東京
ユニオンセミナー参加レポート コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク
／全国
労災被災者による地位確認訴訟で本人尋問／宮城
大阪労働局と過労死問題で懇談会 過労死防止大阪センター／大阪

過労死等防止対策推進シンポジウムのお知らせ 17

8月の新聞記事から／19
表紙／安全交流集会で職場巡視とグループ討論
(2024年6月3日JAM大阪 本文10ページ)

増加し続ける休業4日以上之死傷者数 2023年労働災害発生状況を読む

厚生労働省が5月末に公表した「令和5（2023）年の労働災害発生状況」によると、死亡者数は755人で、前年の774人から19人減少し、過去最少となった。しかし休業4日以上之死傷者数は135,371人で前年から3,016人の増加となった。（いずれも新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）

死亡災害は何とか減少しているのに、死傷災害の方は増加を示すというのは、3年

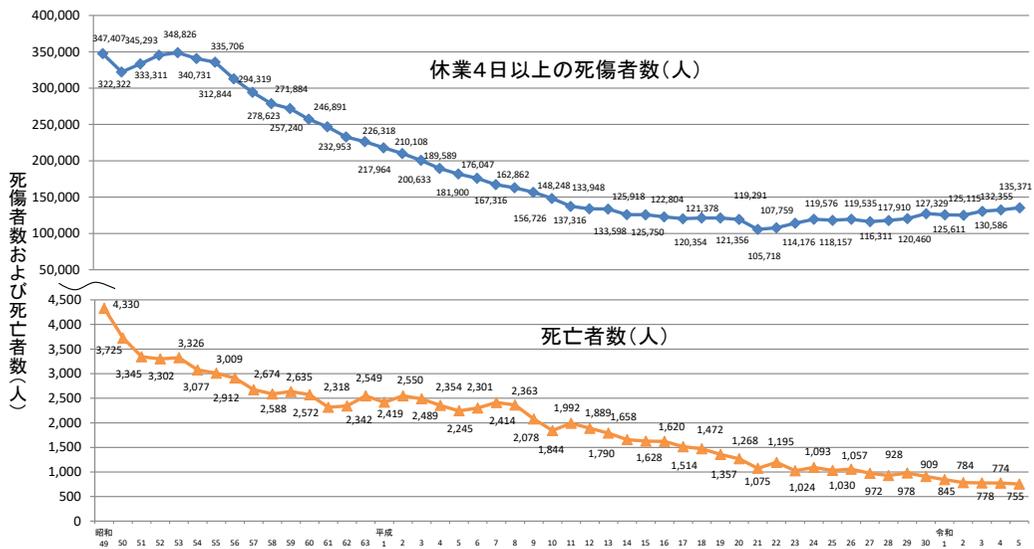
連続となる。さらに死傷者数の漸増傾向は、リーマンショックによる経済の停滞が影響した2009年以来、10年以上続いている（下図：厚労省公表資料「労働災害による死亡者数、死傷者数の推移」参照）。

ますます鮮明になる
高年齢労働者の労災増加

死傷災害の状況を分析すると、業種別で

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業4日以上之死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

は社会福祉施設、飲食店での増加が目立ち、第三次産業で増加傾向にある。事故の型別で調べると「転倒」がトップで36,058人となっていて、前年比2.2%増、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」も22,053人で同2.6%増となっている。3番目に「墜落・転落」が続く。

こうした状況に、年齢別・男女別千人率の分析を重ね合わせてみると、死傷者数増加の原因は明らかとなる。事故の型別・年齢階層別・男女別の千人率を調べると、男性の「墜落・転落」で、60歳以上で平均0.93は20代平均0.26の約3.6倍となっている。女性の「転倒」に至っては、60歳以上平均2.41は、20代平均0.16のなんと約15.1倍になっている。(下図参照)

社会福祉施設で死傷者数が着実に増え続

けているのは、介護労働に従事する高齢の女性労働者の数が増加していることと関係するし、第三次産業の飲食店、小売業においても高齢労働者の増加が大きく作用しているということになる。

こうした最近の労働災害の動向については、昨年度よりスタートし、現在第2年度目を迎えている第14次労働災害防止計画においても取り上げられているところだ。

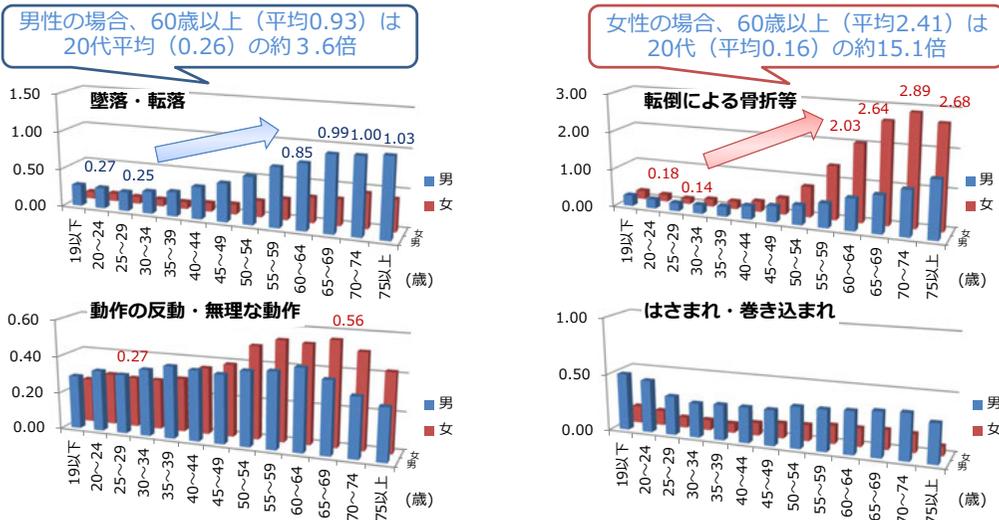
第14次災防計画で示されたアウトカム指標を見直し、それに対する初年度の状況を重ねると次のとおりとなる。

- ・転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。
- ⇒転倒災害の死傷年千人率は、0.628(対前年比0.009ポイント・1.5%増)となり、

高齢労働者の労働災害の特徴② 年齢階層別・男女別の傾向(事故の型別の分析)

・「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に、年齢や性別により労働災害発生率(千人率)が大きく異なる。

事故の型別・年齢階層別・男女別の千人率(令和5年)



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 ；死傷者数・労働者死傷病報告(令和5年) ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ；労働者数・労働力調査(年次・2023年・基本集計第1-2表 役員を除く雇用者)

転倒による平均休業見込日数は、48.5 日（同 1.0 日・2.1%増）となった。

- ・増加が見込まれる 60 歳以上の死傷年千人率を令和 9 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

⇒ 60 歳以上の死傷年千人率は、4.022（同 0.061 ポイント・1.5%増）となった。

- ・外国人労働者の死傷年千人率を令和 9 年までに労働者全体の平均以下とする。

⇒すべての労働者の死傷千人率が 2.36 のところ、外国人労働者率は、2.77（同 0.13 ポイント・4.9%増）となった

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を令和 9 年までに 5%以上減少させる。

⇒陸上貨物運送事業における死傷者数は、16,215 人（同 365 人・2.2%減）となった。

- ・建設業における死亡者数を令和 9 年までに 15%以上減少させる。

⇒建設業における死亡者数は、223 人（同 58 人・20.6%減）となった。

- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を令和 9 年までに 5%以上減少させる。

⇒製造業における機械による「はさまれ・

巻き込まれ」の死傷者数は、4,908 人（同 23 人・0.5%増）となった。

- ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、令和 9 年までに 15%以上減少させる。

⇒林業における死亡者数は、29 人（同 1 人・3.6%増）となった。

よりきめ細かな対策が必要

こうしてみると、転倒災害については「休業見込み日数」での指標とし、高年齢労働者の死傷者数については「減少させる」ではなく「歯止め」としたのだが、達成の道は険しいということがよくわかる。

職場における高年齢労働者の比率は確実に今後も上昇し続けるなか、業種や作業態様に的を絞ったきめ細かな対策を進めていく必要があることがうかがわれる。防災計画の最終年度である令和 9 年度末（2028 年 3 月）にどのような総括ができるか、今後の取り組みにかかっているといえよう。



全国労働安全衛生センター連絡会議 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>

関西糖尿者安全センターだより

vol.1 発覚

事務局 種盛真也



皆さん、甘いものは好きですか。私はあんこの入った食べ物が大好きなのですが、今年、2024年の4月、医師から食べることを禁止されてしまいました。理由はタイトルの通りで、糖尿病を発症してしまったためです。自戒をこめて、3回ほどに分けて、そのへんのいきさつや、糖尿病の何が悪いのか、どんな生活の指導をされたのか等をできるだけ安全衛生に絡めて紹介したいと思います。第1回は、糖尿病の発覚について。

1. 発覚

去年の2023年4月、私は関西労働者安全センターで働き始めました。

その事務所の打合せスペースには、相談者や事務局員の持ってきたおかしがほぼ常時置いてあり、また、団結精神にのっとり、それらのものはいつでも誰でも食べられる状態になっています。なので、私はそこを通りかかるたびに何かをつまんで食べながら、のびのび働いておりました。

そんな感じで1年過ごした2024年4月に、私は家の近所の病院で、年1回の定期健診を受けました。検査を終えた後、看護師さんに笑顔で「2週間後ぐらいに結果を

郵送します」と言われ、私は「わかりました!」と笑顔で返して病院を去りました。

翌日、知らない電話番号から電話がかかってきました。

「至急、再検査を受けてください」

それは病院からの電話で、理由を聞くと、血糖値とHbA1c(糖化ヘモグロビン、血糖値が習慣的に高いと、全体のヘモグロビン量に対して割合が多くなる)の値が見過ぎせないぐらい高いということでした。

数日後、再検査を受け、医師から言われたことは、「この病院ではこのレベルの糖尿病は処置できないから、大きい病院でさらに検査を受けてどうするか聞いてくれ。多分、教育入院ということになると思う」ということでした。

ちなみに、値がどれぐらいだったかという、血糖値は350mg/dl、HbA1cは14%でした。血糖値は空腹時血糖なので、100mg/dlを超えると甘いものを控えろと言われ始めます。HbA1cは、6%を超えると生活習慣を見直してと言われ始めます。それが私ぐらいの値になると、入院と言われるわけですね。

2. 健康診断の重要性

さて、新大阪駅近くの大阪回生病院に紹介状を書いてもらい、再々検査の後、見事に入院と言われるのですが、ここで皆さんに伝えたいことがあります。それは、定期的な健康診断って大事ということです。

今回、私は、自覚症状がほぼありませんでした。糖尿病は自覚症状として、体のだるさ、疲れやすさや、食事をした後の吐き気、のどの渇き、頻尿などがあります。ですが私は、頻尿はちょっと感じていたものの、暑くて水分を多めにとっているからぐらいにしか思わない程度のもので、ほかの症状は全く感じていませんでした。でもそんなでも、検査の翌日にすぐに電話された

り、入院だと言われるレベルの値になっていたわけです。

糖尿病はひどくなると、手や足の指先から壊死していったり、失明につながったりします(この辺の詳細は次回以降)。しかし、私は2024年9月現在、幸い、そのようなことにはなっておりません。それはひとえに、健康診断で早めに見つかったおかげでしょう。

山登りをするときには休憩するコツは、疲れたと自覚する前に計画的に休むことだと元山岳部の知人に教わったことがあります。みなさんも、人生という山登りを楽しむため、自分は健康だと思っているうちに、定期的に健康診断を受けましょう。(つづく)

中皮腫と ともに生きる

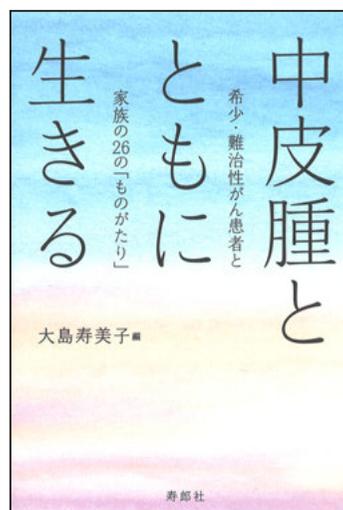
希少・難治性がん患者と家族の

26の「ものがたり」

北里学園大学教授 大島寿美子 編

2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代。

本書は5年生存率が一割程度という希少・難治性のがんになった人々の体験的知識を伝達する本です。26人の患者・家族の「ものがたり」が、いま、困難に直面している人に《前に進む力》をもたらします。



寿郎社
四六版 232頁
本体 2000円+税

韓国からの ニュース

■「熱中症死亡も重大災害」／検察、予防措置などの責任を問う

大田地検は下請け労働者の熱中症死亡の責任を問い、元請け建設業者の代表理事を「重大災害処罰などに関する法律」（重大災害処罰法）違反の疑いで、元請け業者の現場所長と下請け業者の現場所長を産業安全保健法違反の疑いで、先月1日に在宅起訴した。50代の労働者は2022年7月4日の昼、大田市の建物新築工事の現場でコンクリート打設作業中に、熱中症の症状で病院に運ばれたが亡くなった。検察が熱中症による死亡に関して重大災害処罰法違反の疑いで使用者を起訴したのは今回が初めて。

検察は、元請け業者が猛暑に備えた作業中止、危険要因除去など、具体的な対応マニュアルを準備していなかった責任を質した。事故当日の最高気温は33.5度で、気象庁が猛暑警報を発令し、故人が作業していた場所は屋根のない、建物の最上部だった。産業安全保健基準に関する規則は、猛暑に曝されている労働者に適切な休息と日陰の休息場所、新鮮な水の提供などを事業主の義務と規定しているが、該当の労働者にはこのような措置がされていなかった。2024年8月6日 ハンギョレ新聞 キム・ヘジョン記者、パク・テウ記者

■出勤途中の中央線侵犯で交通事故死亡、裁判所「業務上災害」

ソウル行政裁判所は、A氏の遺族が勤労福祉公団に起こした遺族給とおよび葬儀費不支

給処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。A氏は午前7時40分、自家用車で出勤する途中、春川市の国道を歩いていて中央線を侵犯し、反対車線から来たダンプカーと正面衝突して当日死亡した。

遺族は業務上災害として公団に遺族給などの支給を請求したが、公団は「故人の運転中の単独過失と、中央線侵犯という法令違反が事故の直接原因」として不支給とした。

労災補償保険法によれば、労働者の犯罪行為が原因で発生した死亡は業務上災害とはみない。しかし、最高裁判所の判例によれば、労働者が業務遂行のための運転中に発生した交通事故で死亡した場合、該当事故が運転の過程で、通常伴う危険の範囲内にあるとみることができれば、中央線侵犯だけで業務上災害ではないと拙速に断定してはならない。

ソウル行政裁判所は、最高裁判所の判例によって遺族に軍配を上げた。裁判所は「故人が中央線を侵犯した原因は明確には究明されなかったが、故人が飲酒運転をせず、無理な運転をしたり、故意に事故を起こしたような事情も見当たらない」と指摘した。「事故は構造的に事故の可能性が高い国道での走行中に、単純な不注意またはミスによる瞬間的な中央線侵犯事故に当たるとみるのが相当だ」と判断した。2024年8月6日 毎日労働ニュース カン・ソクヨン記者

■労災不承認判決から一ヵ月後「また」配電電気工に甲状腺がん

約30年間、配電電気工として働いたチャン・ヒョソンさん(62)は、2ヶ月ほど前の定期健康診断で甲状腺がんと診断された。チャン・ヒョソンさんは、1988年から光州・全南地域で電気工事業者を転々としながら配電設備の補修業務をした。この内、16～17

年程は2万2900ボルトの高圧電流が流れる状態で、無停電直接活線作業をした。

特高圧電磁波に曝されて甲状腺がんを発病した配電電気労働者に対する労災事件が最高裁に審理されている中で、同じ業務をしたもう一人の労働者が甲状腺がんの診断・手術を受けた事実が確認された。配電電気労働者の甲状腺がんの発病が、一個人の特殊な事例ではないということを確認できる。

2022年に、一審裁判所は配電電気労働者の甲状腺がんを労災と初めて認めたが、今年の6月、二審裁判所は研究結果が足りないという理由で一審判決を逆転し、最高裁に上告された状態だ。

チャン・ヒョソンさんは先月の31日に手術を受け、現在病院で療養中だ。建設労組は昨年2～4月に、配電電気労働者307人に甲状腺がんに関する実態調査を行った結果、回答者のうち24人(7.8%)が、甲状腺がん(または甲状腺結節)と診断されたと答えた。周辺の同僚・退職者の内、甲状腺がんで治療を受けた事例(10人)も合わせると34人(11.1%)だが、その内の一人も労災申請をしていない。

勤労福祉公団は、2015年に高圧電流に接して白血病に罹って亡くなった配電電気労働者の労災を認めた経緯がある。その時公団は、電磁波と白血病の間の関連性を証明する証拠が足りないという趣旨の産業安全保健研究院の疫学調査の結果にも拘わらず、蓋然性・誘発性・有病率などを総合的に考慮して労災を承認した。2024年8月7日 毎日労働ニュース オ・ゴウン記者

■サムソンの下請け業者、白血病に罹った労働者の解雇を謝罪

サムソン電子の一次下請け業者が、急性骨

髄性白血病を発病した労働者に対して行った不当解雇と、労災処理の非協力などに謝罪した。業者は労働者の復職と治療支援と共に、労災申請への協力、作業環境の改善などを約束した。



「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)は、サムソンスマートフォンを作っていて白血病を発病したイ・スンファン氏(21)に対する、一次下請け業者「KMテック」の意見文書を公開した。KMテックは「イ・スンファン氏の白血病に対して、労災申請に必要な資料を円満に提供できなかったことを謝罪いたします。」「会社は労災申請の結果に関係なく、治療支援金を支払いいたします」とし、解雇についても謝罪し撤回した。

イ・スンファン氏は2021年10月、特性化高校三年生の時に、亀尾市のKMテックで実習生として三ヶ月間働き、翌年1月からは、ヨンジン専門大学の高熟練仕事・学習並行制(P-TECH)によって、KMテックと正式に勤労契約し、仕事を続けた。

イ・スンファン氏は昨年9月に、急性骨髄性白血病の診断を受け、今年3月には造血幹細胞移植手術を受けた。KMテックは、4ヶ月の無給休職の後、勤労関係を終了し、四大保険を解約した。ヨンジン専門大学も「休学は最大延長3ヶ月」として、強制自主退学とした。イ・スンファン氏の代理人のパノリムは、4月に勤労福祉公団に労災保険療養給付を申請した。

K Mテックは「今後も会社は、労災または労災申請事件が発生した場合、該当の社員に労災証明に必要な事項の中で、会社が可能な範囲内で最大限協力する。」「現場の作業環境改善のための措置として、吸排気装置、局所排気装置、浄化施設などの点検、改善などは、専門家の意見を反映して関連施設を補完し、適切な保護具の支給など、安全保健措置を今より更に強化する」と話した。2024年8月11日 京郷新聞 パク・チェヨン 記者

■サムソン電子で放射能被爆した労働者、指7本切断の危機

3ヶ月ほど前、サムソン電子器興工場で作業中に放射能被ばく事故に遭った労働者が、指を切断する危機にある。

5月27日、器興工場で発生した被ばく事故に遭った労働者のA氏は、自分の体の状態などに関する文章を、全国サムソン電子労働組合(全サム労)の掲示板に載せた。A氏は「現在、指7本切断を保留中で、皮膚は壊死し、日常生活が不可能な状態」で、「壊死した皮膚は全て剥がして治療中で、関節も被ば



くし、指は正常に機能しない状態」と明らかにした。A氏は、壊死した手の写真も一緒に掲示板に掲載し、「労災は認定された。過失の有無は原子力安全委員会が9月中に判定する予定」だと伝えた。

A氏は特に、今回の事故は、自分がインターロックを勝手に解除したのではないと強調した。彼は「(私が)インターロックを勝手に解除して事故に遭ったわけではない。会社のEHS(環境安全保健)と設備環境安全チームがきちんと管理をしなかったために起きた被ばく被害者」で、「私がインターロックを勝手に解除した後に作業をして被ばくしたと聞いている人が多くて、あきれたので書く」とした。

被害労働者2人は5月27日、サムソン電子器興工場で、半導体の原材料であるウェハーの厚さと表面などがきちんと作られたかを検査する装置(XRF)の故障を確認して被ばくした。事故を調査中の原子力安全委員会は、当時、放射線自動遮断機能を備えたインターロックが正常に作動していなかったと把握し、正確な原因を究明している。全国サムソン労働組合は「組合は6月から会社と原子力安全委員会の担当者と会議を進めており、被害者の方にも援助が必要な時に援助を与えることを約束した状態で、会社が今回の事態に対する深刻性を持って解決できるように監視する一方、解決案を提示するように要求している」と明らかにした。

これに対してサムソン電子の関係者は「原子力安全委員会の調査に協力しており、該当職員の治療と回復のために最善の努力を尽くす」と話した。2024年8月16日 ハンギョレ新聞 チョン・ジョンフィ記者(翻訳:中村猛)

前線から

JAM 大阪が安全交流集会で職場巡視

大阪

JAM大阪は6月2日と3日、2024 安全衛生交流集会を開催した。従来は毎年2日間にわたって講義と職場巡視のトレーニングを合わせた研修をその主な内容とした交流会を開催していたが、ここ3年間は、新型コロナウイルス感染症対策のため、実際の職場を訪問する職場巡視を取りやめていた。今回は久しぶりに事業場を訪問しての開催となった。

初日は、「労働安全衛生法入門」と題して当センターの西野が、「化学物質のリスクアセスメント」について熊本学園大学教授で当センター副議長の中地重晴氏がそれぞれ講演を行った。その後、グループに分かれて災害事例とその対策についてグループ討議を行い、翌日の職場巡視のためのチェックリストに目をおした。

2日目は堺市の旭精工株

式会社と岸和田市のKN村田産業株式会社に分かれ、職場巡視の研修を行った。両社とも、独自の安全衛生

きわどい労災認定 バス運転・整備士の肺がん事案

京都

2023年12月、石綿被害全国ホットラインを開催し、関西では2日間で約120件の相談があった。後日、担当で任務分担を行い、私は10件を担当することになった。現在はそのほとんどが解決したが、つい最近労災認定された1件を紹介する。

ホットラインが終了してすぐに相談者に電話を入れ、被災者本人と妻らと同年12月26日にお会いするようになった。

お会いして、まず最初に本人の病状を聞くと、2020年4月、市町村の実

対策の取り組み状況について報告があり、参加者は巡視により参考となる事例と改善が必要な事例の指摘に取り組み、グループ討議で喧々諤々の議論を交わした。

久しぶりの開催とあって、参加者の生き生きとした取り組みが目立った集会であった。

施している市民健康診断で肺に異常陰影が発見され、南京都病院を受診、胸部の検査をしながら通院することになった。2022年5月には「肺がん」の疑いが判明、手術を前提として同年6月に京都府立医科大学付属病院を紹介され転院、7月に「肺がん」の確定診断を受けた。その後手術を行い、投薬と経過観察を続けていたが2024年初旬に肺がんが再発し治療を続け現在に至っているとのことであった。

次に、仕事内容について伺うと、京阪沿線を中心と

する大手バス会社で、バスの整備を行いながらドライバーとして35年間勤務したとのことであった。整備士でもあったことから石綿ばく露の可能性が十分に考えられる。

その日は、厚生年金の履歴とレントゲンとCT画像のCD-ROMを預かり帰阪した。

数日後、バス会社に電話を入れたが、たらい回しされた挙句、退職して約24年が経過し、資料等は何も残っておらず就労していた事が立証できないと断られた。また、念のため預かったCDを水嶋内科クリニックで読影してもらい、「胸膜プラークは少しあるが石綿肺は確認できない。」との結果であった。

相談者に電話を入れ、京都府立医科大学付属病院の主治医に「石綿ばく露と肺がん発症の関係について意見を聞きたい」との内容でアポイントを取ってもらうよう依頼し、2024年2月21日に主治医と面会することになった。

主治医の意見では「石綿を過去に扱っていたと聞いていましたが、過去のレントゲン及びCTからは胸膜

プラーク及び石綿肺の所見はありません。」との回答であった。

私は、相談者と話し合い、労災認定はむずかしいかもしれないが、申請するだけでもと確認を得て、病院から直ちに京都南労働基準監督署へ仮申請することにした。なぜなら、一部既に時効にかかっており、早急な対応が必要であったからだった。

京都南労基署で担当者に事情説明し、労災保険の休業補償請求書様式8号を記載不十分のまま取り急ぎ受理して貰い、帰阪した。また、同時に石綿救済法の申請も行った。

後日、京都南労基署より記載不備で8号様式が郵送返却され、相談者に、医師の証明欄および未記入部分についての記載を医療機関に依頼し、その後に請求書の必要部分をすべて記載した上で、京都南労基署へ郵送するように指示を行った。

申請を行ってからは、相談者と京都南労基署に進捗状況を伺ったりしていた。私自身は水嶋医師の判断や主治医の意見を聞いて、不支給扱いされるかもと不安

を感じていた。ところが、8月16日相談者より電話が入り、京都南労基署の担当者より電話で「労災認定」と知らされたとの報告があった。私からも京都南労基署に電話を入れ、担当者に確認をとった。

担当者はまだ口頭報告で数日後には封書が届くので確認してほしいとのこと、また胸膜プラークが確認されたことが認定の理由であるとの説明だった。8月22日、相談者とお会いし、今後の進め方等の説明等を行い、不明な点があれば連絡するように伝えた。労災認定の内容を確認したいため、開示請求を行い、今後の事例等に役立てるものとし、この相談について終了した。まだ少し書類上の手続きは残っている。(事務局 林繁行)



自治労東京市町職連絡会で 非常勤職員の災害補償を テーマに研修

東京

7月27日、自治労東京市町職連絡会の集会で、当センター事務局の西野が「地方公共団体非常勤職員の災害補償」と題した講演を行った。この集会は自治労東京都本部の市町職が組織強化に向けた取り組みの一環として加盟役職員を対象として開催したもの。当センターからはWEBを通じた講演となり、非常勤職員の公務災害補償制度問題について問題点を指摘、制度改正の方向性について提案するものとなった。

現業職は労災保険、本庁勤務は地公災法に基づく条

例となっていて、被災職員にとってはなはだ分かりにくく、権利が損なわれやすいという問題点を解説、さらに、常勤職員に比べ、補償内容も差別されているという問題点も改めて紹介した。

講演後の質疑では、講演で紹介した差別状況を是正するために独自に条例を制定している大阪府高槻市の事例について、その背景を問うものもあった。

公務災害補償関係法令の改正へ向け、当該の産別である自治労の取り組みが求められるところだ。

を知ったのは、2024年5月のことだ。ある人に誘われて、私は興味本位で参加を決めた。

若手中心のセミナーと聞いていたが、私の働いている関西労働者安全センターでも、一番若いのが私（39才）で、若手ともはやされており、次がもう50代なので、少なくとも私より若い人は集まるまいと思っていた。

6月18日、セミナーで使うということで、A4用紙1枚分の質問用紙がメールで配られた。回答の締め切りは7月18日。私は、あまり締め切りを守れる方ではないが、珍しくこの時はスパッと書いて、6月20日に提出した。そして、7月18日、セミナーの運営から新たなメールが届いた。参加者21人中、9人からしか回答が返ってこない、はよ送れという旨のメールだった。最初の、参加者は多分年かさの人ばかりだろうという予想も相まって、このセミナー大丈夫かしらとちょっと不安になった。

若者たち

ユニオンセミナー参加レポート コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

全国

2024年7月27日から28日にかけて開催された、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークのユニオンセミナーに参加してきたの

で、レポートする。

先行き不安

私がこのセミナーのこと

当日、クマゼミがシャンシャン鳴く快晴の中、「うい
る愛知」という公民館に着
いた。セミナーの部屋に
入ると、20代の女性がい
た。となりのホールでバレ
エのオーディションみたい
なことをやっていたので、
部屋を間違えたかと思っ
たが、入り口で配っていた
資料にユニオンセミナー
と書いていたので、合っ
ていたようだ。周りを見
回してみると、私（39才）
より若そうな人が先ほど
の女性含めて3人ほどお
り、残りのメンバーも、
いきなり50代というこ
とは全然なく、40代の人
が主流なようで、思っ
ていた以上に若い集まり
で驚いた。以前、韓国に
行った時、大学新卒で労働
組合の事務局になる人が
いたり、若い活動家に驚
いたものだが、日本もや
る気のある若人がいると
考えを改めた。

ケーススタディ

ようやくセミナーの
内容に入る。セミナー
ではまず、具体的な事
案によるケーススタ
ディが行われた。ケ
ーススタディ

は、4つある項目から2
つ選んで参加する形で
進行した。

私がまず参加したのは、
名古屋ふれあいユニ
オンの鶴丸氏が語る、
コロナ禍で契機とし
た集団解雇の案件だ。

簡単に事情を説明す
ると、コロナ禍で契
機を切られた大勢の
契約社員で組合を作
って、会社と交渉し、
5年以上勤務実績の
ある人は無期契約の
社員として、5年未
満の人は、新たに契
約期間を設けて雇
い直しという形で
一旦和解決したとい
うものである。

そして今、問題が発
生している。組合で
はさらに、契約社員
達の賃上げと、有
期契約になっている
社員の契約期間延
長を要求している
が、その2つのこと
が、相反する構造に
なっている。賃上げ
を要求すると、原資
がないので

有期契約の人は契
約止めますとなる
し、契約延長を強
く要求すると、同
じ理屈で賃上げは
見送りとなる。

それで、今後どう
進めればいいだろ
うかという話し合
いになった。色々
な意見が出る中
で、実は、この無
期契約になってい
ない人たちは、別
にずっとここで働
くことに積極的
なわけではない
ということがわ
かった。だったら、
無期契約になっ
てない人たち向
けには、契約を止
める代わりに当
座の生活保障を
要求して、そし
て残った社員の
賃上げを要求す
るという方針で
いこうかという
結論になった。
私は普段、個人
相手の相談しか
やっていないの
で、集団の要求
をまとめるため
の考え方を少し
でも学べてよ
かった。

たまたまなのか、
それともこうい
うことが頻発す
るのか、私が次
に参加した



ケースでも、組織の意見をまとめる上での問題が発生していた。東京管理職ユニオンの神部氏と、ある外資系企業の支部の委員長であるH氏が語る、その企業の労働組合についてである。

内容は、企業のグループ内で始まった集団レイオフに対して、ユニオンを結成した経緯と、その後やっている活動やその問題についてだった。

結成するまでも大変そうだったが、その後の活動がまた大変そうだった。親会社が外資系なので、社員も外国の人が多くいる。当然、組合員も外国人が多い。そうすると、日本の労働法や労働組合のことをよくわかっていない人もいる（日本人の私だってわかってないのだからなおさらだ）。そして、組合の一番声が大きかった幹部もそういう人だったそうで、「その考えは日本の法律上違う」「その作戦は活動上得策ではない」と言っても聞かずに自分の考えをしゃべり続ける。結局、その人は自分の考えが無視されるからと、何人かの組合員と一緒に脱退していったそうである。

また、もともと解雇に対抗するために生まれた組合なのに、解雇を受け入れるつもりだけどその条件をよくするために入ってこようとする人もいたり、組合員に何をやっているかわからないと文句を言われ、会社が作った第2組合に入ってしまったり、そんなことがあると、H氏はなんのためにやっているんだと思うこともあったそうだ。

そういうことに対してというわけではないそうだが、最近、主に自分でやっていた運営や事務の仕事を、だいぶ組合員にやらせようとしているとのことである。そうすることで、業務的にも楽になり、組合のやっていること、やりたいことも共有できて気持ちも多少楽になったそうだ。一人が指導して、皆がそれに従うのではなく、皆が主導で動く。これが団結の理想的な形なのかもと思った。

自由討論

1日目はその後自己紹介、懇親会などがあった。そして最終日である2日目は、事前に提出したワーク

シートを見ながらの自由討論が行われた。ワークシートは参加者全員分が印刷されて配られたが、半分以上が締め切りに間に合わなかったと思えないぐらいどれもびっしり書かれており、やはり日本の未来は明るいと思った。

自由討論では、組織の代替わりや教育の話など面白い話がなされたが、中でも興味深かったのが資金難の話だった。ほとんどのユニオンで資金繰りに苦労しているようで、組合員を増やすには、などと話がなされる中、サポートユニオンの堀切氏が、物販でお金を稼いでいるという話をした。もともと教職員のユニオンということもあって、年を取った会員の人が、ちょこちょこ蔵書を寄贈してくれるらしいのだが、スペース的に事務所に置いておくこともできないので、事務所の玄関前で路上販売したり、メルカリで売っているとのことだった。どれぐらい売れたのかもざっと言ってくださって、それがどれぐらいか忘れてしまったが、総合で結構驚くぐらい実用的な金額になっていたのを覚えている。うちのセ

ンターでもやろうかしら。センターのみなさん、「あれ、あの本があったはずなのに」ということが発生したら、まず私を疑ってください。

未来

今回セミナーに参加して一番良かったと思うこと

は、セミナーの内容でなくて申し訳ないが、やはり若い人が意外と精力的に活動しているという認識を得たことだ。まだまだ相談はひっきりなしだ。同年代やそれより若い仲間もいることだし、必要とされるうちは、頑張っていこうと思う。(事務局 種盛真也)

神障害発症は業務に関連したのではなく、発症原因は別にあるというのである。

残された手段は訴訟しかなかったが、精神障害で療養中の被災者にストレスを加えることはできれば避けたい。それでも、「業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間・(中略)は解雇してはならない」と法的根拠も明らかであることから早期解決の期待を込めて2021年10月4日、神戸地裁尼崎支部に提訴した。

しかし、そこから約3年、なかなか終結しないばかりか、裁判所の勧める和解にすら被告である宮城テレビは応じようとしなない。そして判決に向けて本人尋問が行われることとなった。こうなると被災者本人は追い詰められるばかりである。

病院と自宅を行き来する生活をしてきた被災者に、突然裁判所で長時間の尋問を受けることがどれだけ負担になるだろうか。当日の被災者の顔はまったく血の気がなく、表情は不安で苛まれていた。事前に本人尋問が行われることを伝えら

労災被災者による地位確認訴訟で本人尋問

宮 城

被災者は、長時間労働を原因として精神障害を発症したが、仙台労働基準監督署は、被災者が本件発症以前にも精神障害を発症したことがあるなどを理由に、不支給とした。不服であった被災者は、審査請求を経てようやく業務上認定を受けたが、この間に事業所である宮城テレビから、同事業所の就業規則に基づき、1年半の休職期間が満了しても復職できないという理由で自然退職という扱いにされてしまった。休職期間の満了直前に労災保険に初回請求をしていることもあり、退職扱いにされてから

約2年を要してようやく業務上となったが、被災者の辛苦はこのあとも続いた。

被災者は自身の疾病が業務上と認められたことを宮城テレビに伝え、従業員としての地位を回復するように申し入れたが、これに対しまったく回答がなかった。被災者は、社会保険の確認請求を行ったり、仙台労働基準監督署に対して労働基準法第19条(解雇制限)違反に基づき是正勧告書を発行してもらったが、宮城テレビは被災者の従業員としての地位の回復を頑なに認めなかった。宮城テレビによると、被災者の精

れていた際に、宮城テレビから大挙して傍聴に来るはずだ、と何度も訴えてこられた。地方局とはいえ歴史もあり、東京や大阪に支社を構える事業所である。病気を抱えたままひとりで闘うにはプレッシャーが大きい。さらに当日は、当時の上司や同僚が被告側の証人として尋問を受ける予定もあり、被災者としては顔を合わせたくない。そこで、尋問に際しては衝立で覆い、後ろから見えない環境を用意してもらうことになった。さらに、地域の労組に傍聴をお願いしたところ、ユニオンあしや、武庫川ユニオン、全港湾弁天浜支部、ひょうご労働安全衛生センター、じん肺患者同盟大阪中央支部から多くの方にご参集いただき、尋問に臨む被災者を大いに力づけることができた。

尋問は朝の11時から夕方4時まで続き、終了まで極度の緊張が続いた被災者も疲労困憊であった。しかし、被告側が、被災者の従事した業務について精神的負担が少なく、精神疾患の原因になりえないということを立てようとした試みは失敗し、むしろ、発症直

前の長時間労働がいかん被災者の心身に影響を与えたかということを経験にも理解してもらえたと思う。

解雇制限規定は、業務上災害の被災者の権利を守る重要な規定であるが、今回のように訴訟を提起しないと守れないというのはあま

りに理不尽である。あんしん財団事件では業務上認定後に被災労働者を解雇するような暴挙に出ているが、労災被災者が負担することなく法律に規定されたとおりの権利を享受できる行政の対応が望まれる。

大阪労働局と過労死問題 で懇談会 過労死防止大阪センター

大阪

8月28日、大阪労働局にて過労死防止大阪センターと大阪労働局の懇談会が行われた。この懇談会は過労死防止大阪センターの結成以来、毎年開催されている。

労働局側は、監督課長、労災補償課長など5名、過労死防止センターからは幹事として参加している各団体から9名が出席した。

懇談は、センター側から前もって提出した協議事項に労働局側が回答する形で行い、また重要な項目については質疑を行った。

協議事項は、大きく分けて「監督・安全衛生関係」「労災補償関係」のふたつ

で、基本的な統計数字などのデータを労働局から提供を受けたうえで、その時々の問題を取り上げている。今回監督関係では、2024年4月から業種が拡大された時間外労働時間の上限規制について、医師の宿日直や自己研鑽の労働時間の扱いや、貨物自動車運転手の手待ち時間とする基準などについて質疑が行われた。

労災補償関係では、大阪労働局は大阪管轄分の労災補償状況の公表を2019年度分から取りやめているが、懇談ではこの労災補償データを提供させている。実際に以前と同じようにデータのまとめを作成して

いるのだから、公表するべきと毎回要請するのだが、労働局としては集計に手間が取られるが、結果として全国の傾向とほとんど違くないこと、データに間違いがあった場合、公表後の訂正が手間なので、などと今回も否定的な返答であった。しかし、大阪の認定件数は全国の件数の1割ほど多く、集計データを公表する価値は充分にあると考える。

大阪の精神障害の労災認定件数は、2022年の56件から23年は85件へと急

増した。それについて、労働局によるとこれまで労働局の「高度労災補償調査センター（ARC）」に集中して調査を行っていたのを、2023年10月から各労働基準監督署へ担当を戻した結果、決定件数が増えたということだった。ARCは過労死・アスベストなど困難事案を集中して担当することによって、迅速化を図る目的で設立された組織だったが、発足以来調査期間の短縮が実現することなくコロナの流行も調査が進まない原因となり、審査が長期

化していた。

また23年度も大阪の認定件率が全国を下回っていることについても、いつも通り、適切に判断した結果であるとの回答だった。

過労死防止大阪センターは、11月に毎年厚生労働省が主催する過労死等防止対策推進シンポジウムの大阪会場の企画で、大阪労働局に協力しており、今後も、協力できるところは協力しつつ、行政を鋭く監視することは続けていく。

「余命」1年と告げられ18年後の今を
生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】 関西労働者安全センター
TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229
mail to:info@koshc.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

- 出版社：星湖舎
<http://sksp.biz/index.html>
- 体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー
- 定価：本体1500円＋税
SBN978-4-86372-097-8 C0095

過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

基調講演

日時 2024年11月18日(月)
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場 コングレコンベンションセンター
ルーム1.2.3
(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

カスタマーハラスメントの
現状と課題：
企業が取るべき対策とは



関西大学社会学部 教授
池内 裕美氏



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：大阪府

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

8月の新聞記事から

8/1 厚生労働省は、女性活躍を進めるため、女性管理職の比率の公表を義務づけることなどを盛り込んだ報告書を取りまとめた。今後、審議会で議論をへて、来年の通常国会で関連する法律の改正案の提出を目指す。

8/2 過労死を防ぐための国の対策を定める新たな大綱が閣議決定された。新たな大綱では時間外労働の上限規制が今年度からすべての業種に適用されるようになったことから、順守の徹底を進めていくことを明記、重点業種に「芸術・芸能分野」を追加したほか、フリーランス新法が11月に施行されることを踏まえ、健康管理の強化の取り組みなどを進めるとしている。

北海道北見市は、職場のパワハラで精神的苦痛を受けたとして、男性職員が市に対して損害賠償を請求し、パワハラ行為を認めて300万円を支払うことで和解したと発表した。男性は2019年4月以降、40代の男性上司から職場で叱責されたり、懇親会で体をたたかれたりし、21年2月から精神疾患で退職した。

後輩職員に「殺すぞ」などと暴言を繰り返したとして、大阪府堺市の消防司令補の消防局職員が減給2か月の懲戒処分を受けた。男性職員は去年10月～今年3月までの間同じ消防署に勤務する新任の男性職員に対して「死ぬ」「殺すぞ」といった暴言や、容姿に関する不適切な発言を繰り返したという。

8/7 バス会社でパワハラを受けて精神障害を発症したため労災を申請したところ不支給処分とされた男性が、さいたま労基署による処分の取り消しを求めて東京地裁に提訴した。原告榎野圭さんは、国際興業株式会社の西浦和営業所（埼玉県）でバス運転士として勤務していた。2019年の11月頃から、上司・同僚による無視や暴行、いじめを受け、ロッカーに「Aに手を貸すな 殺すぞ」という脅迫文を入れられた。Aさんのパワハラ告発に協力していると勘違いされた。会社は対処せず、脅迫文が再び入れられ、うつ病と適応障害を発病した。

8/8 建設現場でアスベストを吸い健康被害を受けたとして、元労働者や遺族らが建材メーカーを相手取った集団訴訟で、北海道内で計8人が4社に計約1億5千万円の損害賠償を求め、札幌地裁に追加提訴した。元労働者らは1950年代ごろから長年、大工や内装工として作業に従事し、肺がんや中皮腫を患ったとしている。

8/9 長時間労働が続いて適応障害を発症したとして、大阪府東大阪市立中学の40代の男性教諭が市と府に330万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は、発症は「公務に内在する危険が現実化したもの」と認定し、市と府に連帯して220万円を支払うよう命じた。男性は2019年度から現在の中学に勤務し、21年度から理科教諭として週20コマの授業を担当。3年の学年主任や進路指導主事、野球部の顧問も任せられ、21年5～10月の時間外勤務は月85～165時間に上り、11月に適応障害と診断された。

ファミリーレストラン「ジョイフル」（本社・大分市）の店長だった熊本市の男性（42）が、長時間労働やパワハラを受けて精神障害を発病したとして、同社と店舗を管理する子会社などを相手取り、損害賠償など約4900万円を求めて熊本地裁に提訴した。男性は熊本市内の店舗で店長となった2021年1月以降、慢性的な人手不足から長時間の勤務が続いたという。同年8月に発

病し、熊本労働基準監督署は23年7月労災と認定。

ローソンは、客が従業員らに理不尽な要求をするカスハラに対する基本方針を発表した。罵声や侮辱、暴行といった行為に「個人の対応とせず、組織的に対応する」と明言した。大手コンビニで方針を対外的に公表したのは初めて。

8/19 ヤマト運輸の倉庫で仕分け作業をする男性社員（55）が記者会見し、熱中症対策の拡充を求めてストライキを実施したと明らかにした。男性は兵庫県尼崎市の営業所に勤務。宅配ドライバーの仕事をしていたが、昨年8月から倉庫で荷物の仕分け作業をするようになった。今年7月、倉庫内の気温計は40度で振り切れ、熱中症指数は運動の原則中止を求める「危険」に達していたという。病院で「熱中症の症状」と言われた男性は勤務先の営業所と団体交渉し、空調服の支給を求めたが、所長は「気温計は壊れていた」と主張した。

8/22 去年12月、島根原子力発電所内で地盤改良工事を行っていた男性作業員がコンクリート塊の下敷きになり死亡する労災事故があり、松江区検察庁は、工事を請け負っていた福岡県の建設会社と現場責任者の30代の男性を、労働者への危険を防止するための措置を怠ったとして、労働安全衛生法違反の罪で松江簡裁に略式起訴した。現場責任者の男性は業務上過失致死の疑いで、書類送検されていたが、22日付で不起訴処分とした。

8/23 上司の男性警察官から会食時に突然人差し指をくわえられるなどした女性警察官が、セクハラで精神的損害を被ったとして、上司や大阪府に賠償を求めていた裁判で、大阪地裁は、一連の上司の言動をセクハラと認定し、上司の男性警察官に16万5000円、大阪府に5万5000円の賠償を命じた。

8/27 岩手県内の木材加工の工場で技能実習生として働いていた中国人の劉誼さん（36）が、十分な指導などを受けずに機械を使い右手を切断したとして、けせんブレカット事業協同組合と、技能実習生管理団体の「協同組合大船渡水産加工」（岩手県）に1億1000万円余りの賠償を求める訴えを盛岡地方裁判所一関支部に起こした。劉誼さんは、去年8月、工場で使っていた機械に板が挟まり、それを取ろうとしたところ急に動き出した機械に右手を巻き込まれて切断し、労災認定を受けた。

朝日新聞社は、東京本社に勤務する男性社員が不整脈で倒れ約3カ月間休業したのは長時間労働による過労が原因だとして、中央労働基準監督署から労災認定を受けたと明らかにした。15日付。50代の男性は2021年7月から政治部で衆院選報道に関する事務などを担当し、同年10月の衆院解散当日の夜、不整脈の発作で倒れて22年1月まで休業した。男性は裁量労働制が適用されており、毎日の出勤時間から8時間を引いた1カ月間の累計は、発症直前1カ月で1185時間だった。

8/29 大阪府庁本館（大阪市中央区）では夕方以降の残業中に冷房が止まり、ときには30度を超える室内で勤務している。府は夏場は府庁本館や別館などで、勤務時間帯の平日午後6時半に全館空調を原則停止。空調の担当職員が勤務時間に合わせて作動させるため、部屋ごとに冷房のスイッチを入れることができない。府は空調管理の業務委託を進めるなどして、残業中の空調延長を目指す。運用は来年度からとなる見込み。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259